

2014年10月16日 全13頁

# バーゼルⅢへの対応状況（2013年末時点）

## モニタリング結果の公表（第6回）：内部留保の積立でクリア可能か

金融調査部 主任研究員  
鈴木利光

### [要約]

- 2014年9月11日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表している。
- 今回のモニタリングの対象となった銀行（金融機関）は、全部で227である。
- 普通株式等 Tier 1（CET 1）比率に関しては、グループ1（Tier 1 資本 30 億ユーロ超の国際的に活動する銀行（金融機関））の 99%が最低所要水準（4.5%）を、98%が最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている。同じくグループ2（その他すべての銀行（金融機関））では、CET 1 比率につき、98%が最低所要水準（4.5%）を、90%が最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている。
- グループ1 及びグループ2 の銀行（金融機関）におけるリスク・アセット（自己資本比率計算における分母）は、バーゼルⅢを適用することにより、それぞれ（バーゼルⅡベースと比して）8.3%、6.5%の増加が見られている。グループ1における最大の変動要因はトレーディング勘定の見直し（バーゼル2.5）であり、リスク・アセットを3.1%増加させるという結果が出ている。
- レバレッジ比率に目を移すと、前回のモニタリング（2013年6月末時点）で、それまで増加し続けてきたエクスポージャー額（レバレッジ比率の分母）が減少しており、いわゆるデレバレッジの兆しが見られた。そして、この兆しは、今回のモニタリング（2013年末時点）でも引き続き確認されている。
- BCBSによると、モニタリング対象となった銀行（金融機関）の8.8%（約19行）が、最低所要水準（Tier 1）と資本保全バッファの合計（8.5%）にG-SIBs サージを上乘せした Tier 1 比率をクリアするための資本調達をしたとしても、レバレッジ比率3%をクリアできないとされている。そのため、デレバレッジとまではいかなくとも、エクスポージャー額（レバレッジ比率の分母）の増加を抑制するというトレンドが次のモニタリング（2014年6月末時点）まで継続する可能性も考えられる。

## [目次]

■ <u>1. はじめに</u> .....	2
■ <u>2. モニタリング対象</u> .....	2
■ <u>3. 規制資本へのインパクト</u> .....	3
■ <u>4. リスク・アセットの変動要因</u> .....	7
■ <u>5. レバレッジ比率</u> .....	8
■ <u>6. 流動性規制</u> .....	12
■ <u>7. おわりに</u> .....	13

## 1. はじめに

2014年9月11日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表している<sup>1</sup>。

このモニタリングは、12月末及び6月末（わが国の場合は9月末及び3月末）を基準日として、半年ごとに実施されることになっている。今回は、6回目のモニタリングの結果（2013年末時点）の公表となる<sup>2</sup>。

本稿では、今回のモニタリングの結果を簡潔に紹介する。

なお、これまでのモニタリングと同様に、今回のモニタリングでも、バーゼルⅢに係る段階適用の経過措置、グランドファザリングは考慮されていない点に留意されたい。また、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対する資本サーチャージ（以下、「G-SIBsサーチャージ」）（普通株式等 Tier 1 で 1.0%～2.5%の上乗せ）<sup>3</sup>が考慮されている点も、これまでのモニタリングと同様である。

## 2. モニタリング対象

今回のモニタリングの対象となった銀行（金融機関）は、全部で227である。

その内訳は、グループ1（Tier 1資本30億ユーロ超の国際的に活動する銀行（金融機関））が102、グループ2（その他すべての銀行（金融機関））が125である。

227の銀行（金融機関）を法域で分類した場合、図表1のようになる。

<sup>1</sup> BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p140911.htm>)

<sup>2</sup> 5回目のモニタリングの結果（2014年3月6日公表）の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢへの対応状況（2013年6月末時点）」（鈴木利光）[2014年3月20日]

([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140320\\_008354.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140320_008354.html))

<sup>3</sup> G-SIBsに対する資本サーチャージの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「システム上重要な銀行に対する上乗せ資本規制の概要」（金本悠希）[2011年11月9日]

図表1 モニタリング対象（規模及び法域別）

法域	グループ1				グループ2			
	計	リスク・アセット及び自己資本の情報を提供	レバレッジの情報を提供	流動性の情報を提供	計	リスク・アセット及び自己資本の情報を提供	レバレッジの情報を提供	流動性の情報を提供
アルゼンチン	0	0	0	0	3	0	0	3
オーストラリア	4	4	4	4	1	1	1	1
ベルギー	1	1	1	1	2	2	2	2
ブラジル	2	2	2	2	0	0	0	0
カナダ	6	6	6	6	2	2	2	2
中国	6	6	6	6	0	0	0	0
フランス	5	5	5	5	5	5	5	5
ドイツ	8	8	8	8	36	36	36	34
香港	0	0	0	0	7	7	7	4
インド	5	5	5	5	5	5	5	5
インドネシア	0	0	0	0	2	2	2	2
イタリア	2	2	2	2	11	11	11	11
日本	14	14	14	14	4	4	4	4
韓国	5	5	5	5	3	3	3	3
ルクセンブルク	0	0	0	0	1	1	1	1
メキシコ	0	0	0	0	7	7	7	7
オランダ	3	3	3	3	16	16	16	16
ロシア	0	0	0	0	1	1	1	1
サウジアラビア	3	3	3	3	0	0	0	0
シンガポール	3	3	3	3	0	0	0	0
南アフリカ	3	3	3	3	3	3	3	3
スペイン	2	2	2	2	4	4	4	4
スウェーデン	4	4	4	4	3	0	0	0
スイス	2	2	2	2	6	2	4	4
トルコ	6	6	6	6	0	0	0	0
英国	5	5	5	4	3	2	2	3
米国	13	12	12	13	0	0	0	0
計	102	101	101	101	125	114	116	115
(うちG-SIBs)	(29)							

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.1より大和総研金融調査部制度調査課作成

### 3. 規制資本へのインパクト

#### (1) 資本水準

バーゼルⅢでは、普通株式等 Tier 1 (CET 1) 比率、Tier 1 比率、総自己資本比率の水準が図表2のように定められている。

図表2 バーゼルⅢが定める資本水準

	最低所要水準	最低所要水準 + 資本保全バッファ	最低所要水準 + 資本保全バッファ + G-SIBsサーチャージ
CET 1比率	4.5%	7.0%	8.0% ~ 9.5%
Tier 1比率	6.0%	8.5%	9.5% ~ 11.0%
総自己資本比率	8.0%	10.5%	11.5% ~ 13.0%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 1 等より大和総研金融調査部制度調査課作成

グループ1及びグループ2の銀行(金融機関)におけるCET 1比率、Tier 1比率、総自己資本比率の平均水準は、図表3のとおりである。

図表3 資本水準(平均)

	グループ1						グループ2		
	全体			G-SIBs			CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率			
2011年6月	7.1%	7.4%	8.6%	6.4%	6.7%	8.0%	8.7%	9.0%	11.1%
2011年12月	7.7%	8.0%	9.2%	7.0%	7.3%	8.6%	8.7%	9.1%	11.0%
2012年6月	8.6%	8.8%	9.9%	7.9%	8.3%	9.5%	9.0%	9.5%	11.3%
2012年12月	9.2%	9.5%	10.6%	8.6%	8.9%	10.2%	8.8%	9.1%	11.1%
2013年6月	9.5%	9.8%	11.1%	9.1%	9.4%	10.9%	9.1%	9.5%	11.3%
2013年12月	10.2%	10.5%	11.9%	10.0%	10.4%	11.8%	10.5% (※1)	11.0% (※2)	12.8% (※3)

(注) 図表3では、原則として、Table A.5の数値を採用している。もっとも、グループ2の2013年12月の数値は、Table 1とTable A.5との間に相違がある。これは、Table 1はすべてのモニタリング対象の銀行(金融機関)の資本水準の平均であるのに対し、Table A.5は2011年6月から2013年12月までの間継続的にモニタリング情報を提供してきた銀行(金融機関)(グループ1が97行、そのうちG-SIBsが29行、グループ2が98行)の資本水準の平均であることに起因する。そこで、2013年12月の資本水準(平均)に限り、Table 1の数値を採用している。

(※1) Table A.5では「10.0%」。

(※2) Table A.5では「10.5%」。

(※3) Table A.5では「12.3%」。

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 1及びTable A.5より大和総研金融調査部制度調査課作成

CET 1比率に関しては、グループ1の99%が最低所要水準(4.5%)を、98%が最低所要水準と資本保全バッファの合計(7.0%)をクリアしている<sup>4</sup>。

同じくグループ2では、CET 1比率につき、98%が最低所要水準(4.5%)を、90%が最低所要水準と資本保全バッファの合計(7.0%)をクリアしている<sup>5</sup>。

## (2) 規制資本の内訳

グループ1及びグループ2の銀行(金融機関)における、バーゼルⅢベースの規制資本(CET 1、その他Tier 1、Tier 2)の内訳は、図表4のとおりである。

<sup>4</sup> サンプル数は101(図表1の「リスク・アセット及び自己資本の情報を提供」の列参照)。

<sup>5</sup> サンプル数は114(図表1の「リスク・アセット及び自己資本の情報を提供」の列参照)。

図表4 規制資本の内訳

	グループ1						グループ2		
	全体			G-SIBs			CET 1	その他Tier 1	Tier 2
	CET 1	その他Tier 1	Tier 2	CET 1	その他Tier 1	Tier 2			
2011年6月	82.6%	3.1%	14.2%	79.5%	4.5%	16.0%	78.9%	2.8%	18.3%
2011年12月	83.7%	2.8%	13.5%	81.0%	3.8%	15.1%	79.3%	3.2%	17.5%
2012年6月	86.1%	2.4%	11.5%	83.9%	3.2%	12.9%	79.6%	4.3%	16.1%
2012年12月	86.7%	2.1%	11.2%	84.7%	2.7%	12.7%	79.1%	3.4%	17.5%
2013年6月	85.9%	2.1%	12.0%	84.0%	2.6%	13.4%	80.7%	3.6%	15.7%
2013年12月	85.9%	2.4%	11.7%	84.8%	3.1%	12.1%	81.4%	3.4%	15.2%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A. 11 より大和総研金融調査部制度調査課作成

また、バーゼルⅢベースの規制資本のうち、CET 1の基礎項目（プラス項目）の内訳は、図表5のとおりである。

図表5 CET 1の基礎項目の内訳

CET 1の基礎項目	グループ1				グループ2			
	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月
払込資本	46.7%	45.7%	44.1%	43.3%	42.2%	42.9%	44.1%	45.5%
内部留保	50.3%	50.4%	52.6%	53.9%	51.0%	49.4%	47.4%	45.4%
その他の包括利益累計額	2.2%	3.0%	2.3%	1.9%	5.2%	5.1%	6.3%	6.5%
CET 1に係る調整後少数株主持分	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.7%	2.5%	2.2%	2.6%
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文等より大和総研金融調査部制度調査課作成

### (3) 資本不足額

グループ1及びグループ2の銀行（金融機関）における、バーゼルⅢの資本水準に対する資本不足額の合計は、図表6のとおりである。

図表 6 資本不足額（自己資本比率規制）

（単位）10 億ユーロ

	グループ1											
	全体						G-SIBs					
	最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ + G-SIBsサーチャージ			最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ + G-SIBsサーチャージ		
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率
2011年6月	38.8	66.6	119.3	485.6	221.4	223.2	31.7	52.9	93.1	431.8	166.4	159.9
2011年12月	11.9	32.5	107.7	384.1	226.3	232.0	7.6	22.6	86.3	346.1	175.5	163.0
2012年6月	3.7	16.2	61.8	197.9	197.0	224.0	0.1	11.2	50.4	176.8	163.3	156.9
2012年12月	2.2	10.2	45.7	115.0	154.8	171.3	0.0	5.9	36.5	102.3	132.1	116.1
2013年6月	3.3	6.9	18.6	57.5	104.5	143.8	0.0	1.8	13.0	44.3	88.6	98.4
2013年12月	0.1	1.4	3.6	15.1	48.8	95.4	0.0	0.0	0.2	11.8	41.7	64.6
	グループ2											
	最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ								
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率						
	2011年6月	8.6	7.3	5.5	32.4	16.6	11.6					
2011年12月	7.6	2.1	4.1	21.7	11.9	8.6						
2012年6月	4.8	1.6	5.0	16.0	7.3	12.0						
2012年12月	11.4	2.3	8.7	25.6	11.5	14.6						
2013年6月	12.4	3.0	8.4	27.7	7.5	12.3						
2013年12月	2.0	0.7	4.0	9.4	6.9	8.3						

（出所）「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 1、Table A. 6、Table A. 7 より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、暫定 G-SIBs 29 行<sup>6</sup>のうち 25 行はすでに、最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）に G-SIBs サーチャージを上乗せした CET 1 比率をクリアしている。

残りの 4 行の暫定 G-SIBs は、最低所要水準と資本保全バッファを合計した CET 1 比率（7.0%）をクリアしているが、G-SIBs サーチャージの上乗せをクリアできていない。

#### （4）CET 1 に係る調整項目

グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）における、バーゼルⅢベースの CET 1 は、調整項目（マイナス項目）の控除により、それぞれ（控除前と比して）20.0%、17.6%の縮小がなされている。

CET 1 の調整項目の内訳は、図表 7 のとおりである。

<sup>6</sup> （2012 年末のデータに基づく）暫定 G-SIBs 29 行とそれらに対する資本サーチャージ（普通株式等 Tier 1 で 1.0%～2.5%の上乗せ）については、以下の金融安定理事会（FSB）ウェブサイトを参照されたい。  
[http://www.financialstabilityboard.org/publications/r\\_131111.pdf](http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_131111.pdf)

図表 7 GET 1 の調整項目の内訳

(サンプル数)	グループ1				グループ2			
	(100)	(100)	(101)	(101)	(105)	(116)	(119)	(114)
CET 1の調整項目	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月
のれん	-13.5%	-12.4%	-12.0%	-11.2%	-7.0%	-6.8%	-5.9%	-5.4%
無形固定資産 (のれん・MSR (※1) を除く)	-3.3%	-3.1%	-2.9%	-2.7%	-2.2%	-2.3%	-2.1%	-2.1%
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く)	-2.5%	-2.6%	-2.6%	-2.4%	-0.6%	-1.9%	-2.3%	-1.6%
他の金融機関等 (※2) の普通株式 (※3)	-1.7%	-2.3%	-2.3%	-1.3%	-4.7%	-5.3%	-5.4%	-4.7%
一時差異に基づく繰延税金資産	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-0.5%	-1.3%	-3.0%	-2.7%	-0.3%
特定項目 (※4) に係る15%基準超過額	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-0.4%	-1.3%	-1.6%	-1.5%	-0.6%
その他 (※5)	-3.3%	-2.8%	-2.1%	-1.5%	-3.0%	-3.0%	-2.9%	-3.0%
計	-26.8%	-25.5%	-23.9%	-20.0%	-20.1%	-23.9%	-22.8%	-17.6%

(※1) モーゲージ・サービシング・ライツの略。「回収サービス権」(将来のキャッシュの流入の管理・回収業務に係る権利。「金融商品会計に関する実務指針」第36項参照)のうち、住宅ローンに係るものをいう。

(※2) 「他の金融機関等」とは、概ね、連結対象外の銀行(金融機関)、証券会社および保険会社をいう。

(※3) ここでいう「他の金融機関等の普通株式」とは、意図的に保有している他の金融機関等の普通株式(資本かさ上げ目的の持合)の全額、少数出資金融機関(議決権割合が10%以下の他の金融機関等)および議決権割合が10%を超える他の金融機関等の普通株式のうち銀行(金融機関)のCET 1の10%を超える部分に相当する額をいう。

(※4) 「特定項目」とは、概ね、議決権割合が10%を超える他の金融機関等の普通株式、MSR、そして一時差異に基づく繰延税金資産の3項目をいう。

(※5) 「その他」には、自己保有普通株式、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を超過する場合における当該超過額(内部格付手法採用行)、繰延ヘッジ損益、負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額、前払年金費用(退職給付に係る資産)、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額、モーゲージ・サービシング・ライツ、その他 Tier1 資本不足額が含まれる。

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.12 等より大和総研金融調査部制度調査課作成

#### 4. リスク・アセットの変動要因

グループ1及びグループ2の銀行(金融機関)におけるリスク・アセット(自己資本比率計算における分母)は、バーゼルⅢを適用することにより、それぞれ(バーゼルⅡベースと比して)8.3%、6.5%の増加が見られている。

リスク・アセットの変動要因の内訳は、図表8のとおりである。

図表 8 リスク・アセットの変動要因

(サンプル数)	グループ1				グループ2				
	(100)	(100)	(101)	(101)	(105)	(116)	(119)	(114)	
リスク・アセットの変動要因	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	
資本の定義	証券化エクスポージャー (※1)	+3.5%	+2.5%	+1.2%	+1.1%	+2.7%	+3.4%	+3.7%	+2.5%
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分 (※2)	+2.8%	+2.9%	+3.0%	+3.0%	+2.0%	+1.9%	+2.1%	+2.2%
	その他	-1.6%	-1.5%	-2.5%	-1.8%	-0.1%	-0.1%	-0.5%	+0.2%
信用評価調整 (CVA)	+5.5%	+4.5%	+2.6%	+2.0%	+2.4%	+1.6%	+1.2%	+0.8%	
カウンターパーティ・リスク (※3)	+1.2%	+1.5%	+1.1%	+0.9%	+0.6%	+0.3%	+0.2%	+0.4%	
トレーディング勘定 (※4)	+4.7%	+4.2%	+3.6%	+3.1%	+0.7%	+0.3%	+0.4%	+0.4%	
計	+16.1%	+14.1%	+9.1%	+8.3%	+8.4%	+7.4%	+7.1%	+6.5%	

(※1) 低格付け若しくは無格付けの証券化エクスポージャーは、バーゼルⅡでは「50:50控除」(Tier1資本から50%、Tier2資本から50%控除)とされていたが、バーゼルⅢでは1250%のリスク・ウェイトが課されることになっている。なお、BCBSによる説明では言及されていないが、バーゼル2.5により、再証券



- 化エクスポージャーのリスク・ウェイトの引き上げも行われている。
- (※2) バーゼルⅢでは、特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、250%のリスク・ウェイトが課されることになっている。
- (※3) バーゼルⅢでは、内部格付手法の採用行について、資産規模 1,000 億ドル以上の銀行・証券会社・保険会社等や、金融業を営む者のうちバーゼル規制のような健全性規制が課されていない者（規模は問わない）がカウンターパーティとなる場合、当該エクスポージャーの資産相関係数を 1.25 倍するという見直しがされている。
- (※4) バーゼル 2.5 により、トレーディング勘定においては、デフォルト・リスクおよび格付遷移リスクの導入、ストレス VaR の加算、証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの引き上げ等の見直しがされている。
- (出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.13 等より大和総研金融調査部制度調査課作成

また、信用評価調整 (CVA) の導入により受ける影響について回答したグループ 1 (93 行) 及びグループ 2 (78 行) の銀行 (金融機関) におけるリスク・アセットは、それぞれ (バーゼル II ベースと比して) 2.1%、1.1%の増加が見られている<sup>7</sup>。

CVA 導入によるリスク・アセットの変動のモデル別の内訳は、図表 9 のとおりである。

図表 9 CVA 導入によるリスク・アセットの変動の内訳 (モデル別)

(サンプル数)		グループ1				グループ2			
		(85)	(86)	(94)	(93)	(74)	(80)	(82)	(78)
		2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月
信用リスク・アセット (credit RWA)		+8.4%	+6.9%	+3.2%	+2.5%	+3.7%	+2.4%	+1.9%	+1.2%
モデル内訳	標準的リスク測定方式	+4.9%	+4.4%	+1.8%	+1.4%	+3.7%	+2.4%	+1.9%	+1.2%
	先進的リスク測定方式	+3.5%	+2.5%	+1.4%	+1.1%	0.0%	0.0%	-0.0%	0.0%
総リスク・アセット (total RWA) (※)		+6.9%	+5.7%	+2.6%	+2.1%	+3.2%	+2.2%	+1.7%	+1.1%
モデル内訳	標準的リスク測定方式	+4.0%	+3.6%	+1.5%	+1.2%	+3.2%	+2.2%	+1.7%	+1.1%
	先進的リスク測定方式	+2.9%	+2.1%	+1.2%	+0.9%	0.0%	0.0%	-0.0%	0.0%

(※) 総リスク・アセット=信用リスク・アセット+マーケット・リスク×12.5+オペレーショナル・リスク×12.5  
 (出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.16 等より大和総研金融調査部制度調査課作成

## 5. レバレッジ比率

バーゼルⅢは、レバレッジ比率 (資本/総資産)<sup>8</sup>を「3%以上」(Tier 1 ベース) としている。

今回のモニタリングでは、BCBS が 2014 年 1 月 12 日に公表したレバレッジ比率の改訂版<sup>9</sup>による変更が、初めて完全に反映されている。

グループ 1 及びグループ 2 の銀行 (金融機関) におけるレバレッジ比率の平均は、図表 10 のとおりである。

<sup>7</sup> CVA の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆「バーゼルⅢ告示④ リスク捕捉の強化」(金本悠希) [2012 年 5 月 24 日]

(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12052401financial.html>)

<sup>8</sup> ここでいう「レバレッジ比率」と、一般的によく用いられている「レバレッジ」は、相互に逆の方法で算出される。たとえば、「レバレッジ比率 3% (=3/100) 以上」は、「レバレッジ 33 倍 (=100/3) 以下」と言い換えることが可能である。

<sup>9</sup> レバレッジ比率の改訂版の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆「バーゼル委、レバレッジ比率の要件緩和」(鈴木利光) [2014 年 2 月 26 日]

([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140226\\_008262.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140226_008262.html))



図表 10 レバレッジ比率（平均）

	グループ1		グループ2
	全体	G-SIBs	
2011年6月	3.4%	3.1%	4.3%
2011年12月	3.5%	3.2%	4.3%
2012年6月	3.7%	3.4%	4.4%
2012年12月	3.7%	3.4%	4.3%
2013年6月	4.0%	3.7%	4.6%
2013年12月	4.4%	4.2%	5.2% (※)

(注) 図表 10 では、原則として、Table A. 18 の数値を採用している。もっとも、グループ 2 の 2013 年 12 月の数値は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」の本文と Table A. 18 との間に相違がある。これは、本文はすべてのモニタリング対象の銀行（金融機関）のレバレッジ比率の平均であるのに対し、Table A. 18 は 2011 年 6 月から 2013 年 12 月までの間継続的にモニタリングに情報を提供してきた銀行（金融機関）（グループ 1 が 97、そのうち G-SIBs が 29、グループ 2 が 98）のレバレッジ比率の平均であることに起因する。そこで、2013 年 12 月のレバレッジ比率（平均）に限り、本文の数値を採用している。

(※) Table A. 18 では「5.1%」。

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文及び Table A. 18 より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、モニタリング対象となった銀行（金融機関）<sup>10</sup>のうち 25 行が「レバレッジ比率 3%以上」をクリアできていない<sup>11</sup>。その内訳は、グループ 1 が 9 行、グループ 2 が 16 行である。

ここで、参考として、レバレッジ比率の分子（Tier 1 資本）と分母（エクスポージャー額）、自己資本比率の分母（リスク・アセット）、そして会計上の総資産の推移を示すと、図表 11 のとおりである。

<sup>10</sup> サンプル数は、グループ 1 が 101、グループ 2 が 116（図表 1 の「レバレッジの情報を提供」の列参照）。

<sup>11</sup> 前回のモニタリングでは、レバレッジ比率 3%をクリアできていない銀行（金融機関）はモニタリング対象のうち 44 行であった。

図表 11 Tier 1 資本、リスク・アセット、エクスポージャー額、会計上の総資産の推移

2011年6月=100

	グループ1							
	全体				G-SIBs			
	Tier 1資本 (レバレッジ比 率の分子)	リスク・アセット (自己資本比率の 分母)	エクスポージャー額 (レバレッジ比率の 分母)	会計上の総資産	Tier 1資本 (レバレッジ比 率の分子)	リスク・アセット (自己資本比率の 分母)	エクスポージャー額 (レバレッジ比率の 分母)	会計上の総資産
2011年6月	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2011年12月	105.3	98.6	102.6	103.1	104.5	96.8	102.4	103.2
2012年6月	114.2	97.0	106.0	106.8	113.5	93.5	105.3	106.0
2012年12月	120.2	94.7	110.2	105.6	117.6	89.4	109.5	103.9
2013年6月	126.0	96.2	107.9	106.5	123.4	89.1	107.8	103.4
2013年12月	135.5	95.8	104.2	104.9	133.7	87.4	101.9	100.3
	グループ2							
	Tier 1資本 (レバレッジ比 率の分子)	リスク・アセット (自己資本比率の 分母)	エクスポージャー額 (レバレッジ比率の 分母)	会計上の総資産				
2011年6月	100.0	100.0	100.0	100.0				
2011年12月	103.3	103.8	104.5	103.4				
2012年6月	108.9	104.9	107.5	105.8				
2012年12月	108.2	108.3	110.2	107.2				
2013年6月	113.3	108.2	106.2	108.1				
2013年12月	125.8	108.2	105.0	107.8				

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A. 19 より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 11 からわかるとおり、前回のモニタリング（2013年6月末時点）で、それまで増加し続けてきたエクスポージャー額（レバレッジ比率の分母）が減少しており、いわゆるデレバレッジの兆しが見られた。そして、この兆しは、今回のモニタリング（2013年末時点）でも引き続き確認されている。

BCBSによると、モニタリング対象となった銀行（金融機関）の8.8%（約19行）が、最低所要水準（Tier 1）と資本保全バッファの合計（8.5%）に G-SIBs サーチャージを上乗せした Tier 1 比率をクリアするための資本調達をしたとしても、レバレッジ比率 3%をクリアできないとされている（図表 12）。そのため、デレバレッジとまではいかなくとも、エクスポージャー額（レバレッジ比率の分母）の増加を抑制するというトレンドが次回のモニタリング（2014年6月末時点）まで継続する可能性も考えられる。

図表 12 レバレッジ比率と Tier 1 比率 (8.5% + G-SIBs サーチャージ) の関係

		Tier 1比率 (8.5%+G-SIBsサー チャージ) をクリアしていない?		計	Tier 1比率 (8.5%+G-SIBsサー チャージ) をクリアした後の計
		Yes	No		
レバレッジ比率3%をク リアしていない?	Yes	5.1%	6.5%	11.6%	8.8%
	No	12.6%	75.8%	88.4%	91.2%
	計			100.0%	100.0%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 3 より大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）における、バーゼルⅢの資本水準に対する資本不足額（図表 6 参照）と、レバレッジ比率 3%に対する資本不足額の合計は、図表 13 のとおりである。

図表 13 資本不足額（自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制）

(単位) 10 億ユーロ

	グループ1											
	全体						G-SIBs					
	自己資本比率規制上の資本不足額						自己資本比率規制上の資本不足額					
	最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ + G-SIBsサーチャージ			最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ + G-SIBsサーチャージ		
CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	
2011年6月	38.8	66.6	119.3	485.6	221.4	223.2	31.7	52.9	93.1	431.8	166.4	159.9
2011年12月	11.9	32.5	107.7	384.1	226.3	232.0	7.6	22.6	86.3	346.1	175.5	163.0
2012年6月	3.7	16.2	61.8	197.9	197.0	224.0	0.1	11.2	50.4	176.8	163.3	156.9
2012年12月	2.2	10.2	45.7	115.0	154.8	171.3	0.0	5.9	36.5	102.3	132.1	116.1
2013年6月	3.3	6.9	18.6	57.5	104.5	143.8	0.0	1.8	13.0	44.3	88.6	98.4
2013年12月	0.1	1.4	3.6	15.1	48.8	95.4	0.0	0.0	0.2	11.8	41.7	64.6
	自己資本比率規制上の資本不足額 + レバレッジ比率規制上の自己資本不足額						自己資本比率規制上の資本不足額 + レバレッジ比率規制上の自己資本不足額					
2013年12月	0.1	39.5	3.0	15.1	72.8	90.9	0.0	31.8	0.0	11.8	61.8	62.7
	グループ2											
	自己資本比率規制上の資本不足額											
	最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ								
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率						
2011年6月	8.6	7.3	5.5	32.4	16.6	11.6						
2011年12月	7.6	2.1	4.1	21.7	11.9	8.6						
2012年6月	4.8	1.6	5.0	16.0	7.3	12.0						
2012年12月	11.4	2.3	8.7	25.6	11.5	14.6						
2013年6月	12.4	3.0	8.4	27.7	7.5	12.3						
2013年12月	2.0	0.7	4.0	9.4	6.9	8.3						
	自己資本比率規制上の資本不足額 + レバレッジ比率規制上の自己資本不足額											
2013年12月	2.0	7.5	3.9	9.4	12.9	8.0						

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 1、Table A. 6、Table A. 7 より大和総研金融調査部制度調査課作成

## 6. 流動性規制

### (1) 流動性カバレッジ比率 (LCR)

バーゼルⅢは、流動性カバレッジ比率（適格流動資産／30日間のストレス期間に必要となる流動性）を「100%以上」としている（2015年から2019年にかけて段階的に実施）<sup>12</sup>。

グループ1及びグループ2の銀行（金融機関）におけるLCRの平均は、図表14のとおりである。

図表14 LCR（平均）

	グループ1 (サンプル数)		グループ2 (サンプル数)	
2011年6月	(103)	90%	(101)	83%
2011年12月	(102)	91%	(107)	98%
2012年6月				
2012年12月	(101)	119%	(121)	126%
2013年6月	(102)	114%	(124)	132%
2013年12月	(101)	119%	(115)	132%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文等より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、モニタリング対象となった銀行（金融機関）の76%（約164行）がすでに「LCR 100%以上」をクリアしている<sup>13</sup>。言い換えると、24%（約52行）がこれをクリアできていないということになる。

### (2) 安定調達比率 (NSFR)

バーゼルⅢは、安定調達比率 (NSFR)（利用可能な安定調達額（資本＋預金・市場性調達の一部）／所要安定調達額（資産×流動性等に応じたヘアカット））を「100%以上」としている（導入は2018年から）。

今回のモニタリングでは、BCBSが2014年1月12日に公表したNSFRの見直しに係る市中協議文書<sup>14</sup>による変更案が、初めて反映されている（前回のモニタリングでは報告なし）。

グループ1及びグループ2の銀行（金融機関）におけるNSFRの平均は、図表15のとおりで

<sup>12</sup> LCRの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「流動性カバレッジ比率 (LCR) の告示案」(鈴木利光) [2014年9月11日]  
([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140911\\_008934.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140911_008934.html))

◆ 「流動性カバレッジ比率 (バーゼルⅢ)」(鈴木利光) [2013年3月18日]  
([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318\\_006942.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318_006942.html))

<sup>13</sup> 前回のモニタリングでは、「LCR100%以上」をクリアしている銀行（金融機関）はモニタリング対象の72%（約163行）であった。

<sup>14</sup> NSFRの見直しに係る市中協議文書の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼル委、安定調達比率のルール制定へ」(鈴木利光) [2014年2月27日]  
([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140227\\_008266.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140227_008266.html))

ある。

図表 15 NSFR（平均）

	グループ1 (サンプル数)		グループ2 (サンプル数)	
2011年6月	(103)	94%	(102)	94%
2011年12月	(102)	98%	(107)	95%
2012年6月	(101)	99%	(108)	100%
2012年12月	(101)	100%	(121)	99%
2013年6月				
2013年12月	(101)	111%	(107)	112%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文等より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、モニタリング対象となったグループ1の銀行（金融機関）の72%（約73行）、グループ2の銀行（金融機関）の83%（約89行）が、すでに「NSFR 100%以上」をクリアしている。言い換えると、グループ1の28%（約28行）、グループ2の17%（約18行）が、これをクリアできていないということになる。

## 7. おわりに

以上が、BCBSによる「バーゼルⅢモニタリングレポート」の概要である。

グループ1の銀行（金融機関）においては、前回に比して、CET 1の最低所要水準（4.5%）に対する資本不足額が98%減少し、CET 1の最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）<sup>15</sup>に対する資本不足額が73%減少している（「バーゼルⅢモニタリングレポート」p. 13・14 参照）。グループ2の銀行（金融機関）においても、前回に比して、CET 1の最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）に対する資本不足額が66%減少している（図表6 参照）。

前回のモニタリング結果に引き続き、今回のモニタリング結果からも、銀行（金融機関）は、主として現状のペースで内部留保を積み立てていくことにより、2019年の完全実施までに、CET 1比率7.0%（最低所要水準と資本保全バッファの合計）、ひいては総自己資本比率10.5%（最低所要水準と資本保全バッファの合計）に対する資本不足額の大部分を補うことが可能となりそうなことが窺われる。

というのは、グループ1及びグループ2の銀行（金融機関）の双方において、CET 1が規制資本の8割超を占めているところ（図表4 参照）、そのCET 1の5割前後を内部留保が占めているためである（図表5 参照）。

以上

<sup>15</sup> 暫定G-SIBs29行においては、最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）にG-SIBsサーチャージを上乗せしたCET 1比率を指す。